

議案第7号

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成24年つくばみらい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前のつくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条又は第26条第1項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等（改正前の条例第2条第3号に規定する土地の埋立て等をいう。以下同じ。）に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例第9条又は第26条第1項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、この条例による改正後のつくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条又は第26条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第9条又は第26条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第9条又は第26条第1項の許可の申請とみなす。
(罰則に関する経過措置)
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成24年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表

改正案	現行
(土地の埋立て等の許可) 第9条 事業主等は、事業区域の面積が <u>3,000</u> 平方メートル以下の土地において、当該土地以外の場所から土砂等を搬入し埋立て等を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1)～(7) (略)	(土地の埋立て等の許可) 第9条 事業主等は、事業区域の面積が <u>5,000</u> 平方メートル未満の土地において、当該土地以外の場所から土砂等を搬入し埋立て等を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1)～(7) (略)